

（電気装置）

- 第269条の3** 保安基準第65条の4第1項の告示で定める基準は、協定規則第155号の規則7.3.（7.3.1.を除く。）に定める基準とする。
- 2 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられているサイバーセキュリティシステムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているサイバーセキュリティシステムであってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
- 3 保安基準第65条の4第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 一般原動機付自転車に備える電気装置にあつては、協定規則第136号の規則5.（5.2.1.、5.2.5.及び5.3.を除く。）及び6.に定める基準とする。ただし、一般原動機付自転車の振動等により移動し又は損傷することがないように確実に取り付けられている原動機用蓄電池は、協定規則第136号の規則6.2.から6.4.まで及び6.12.に定める基準に適合するものとみなす。
 - 二 次に掲げる基準のいずれかに適合する電気装置であつてその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前号（協定規則第136号の規則6.に限る。）の基準に適合するものとみなす。
 - イ 国際連合危険物輸送勧告（UN38.3）
 - ロ ヨーロッパ連合における統一規格（EN15194）
 - ハ 電気用品の技術上の基準を定める省令（PSEマークが表示されているもの）
- 4 施行規則第62条の3第1項の規定により型式の認定を受けた一般原動機付自転車に備えられている電気装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置であつて、その機能を損なう損傷等のないものは、前項第1号の基準に適合するものとする。